令 和 ８ 年 １１ 月
練馬区高齢施策担当部
高 齢 社 会 対 策 課

練馬区一般介護予防教室事業
（足腰しゃっきりトレーニング教室（室内運動・水中運動））委託事業者募集要領

１　目的

本要領は、練馬区一般介護予防教室事業（足腰しゃっきりトレーニング教室（室内運動・水中運動））を実施する最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から評価し選定するプロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

（１）件名

練馬区一般介護予防教室事業「足腰しゃっきりトレーニング教室(室内運動・水中運動)」委託

（２）履行期間　令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

※ただし、成績評価を行った結果、良好以上であると評価された場合、最高３年（更新２回）の随意契約を行うことがある。なお、介護保険法の改正等により、事業内容に変更が生じた場合は、この限りではない。

（３）履行場所

各地区の参加者が通所しやすい範囲に所在する会場において実施するものとする。なお、各地区とは次の地域をいう。

ア　練馬地区（郵便番号が〒176 の地域）
イ　光が丘地区（郵便番号が〒179 の地域）
ウ　石神井地区（郵便番号が〒177 の地域）
エ　大泉地区（郵便番号が〒178 の地域）

（４）募集会場数

各地区１会場（室内および水中がどちらも実施可能であること）

※複数地区応募可能

（５）概算経費（１教室あたり）

室内運動　初級クラス　432,300 円（税込）
室内運動　中級クラス　501,600 円（税込）
水中運動　初級クラス　495,000 円（税込）
水中運動　中級クラス　528,000 円（税込）

※概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※本経費は、概算で算出したもので、令和９年度の委託料の上限額を明示したものである。また、令和９年第一回練馬区議会定例会において、令和９年度予算が成立したときに効力を生じるものである。

（６）業務内容　仕様書（別紙１）のとおり

（７）委託の事業量および実施計画（令和９年度予定）

ア　室内運動

１教室の回数	年間実施教室数	実施曜日・時間	定員
６回 （週１回、約２か月）	初級クラス　２教室程度 中級クラス　２教室程度	提案事項 （１教室１時間 30 分以上）	各 15～20 名程度

イ　水中運動

１教室の回数	年間実施教室数	実施曜日・時間	定員
６回 （週１回、約２か月）	初級クラス　２教室程度 中級クラス　２教室程度	提案事項 （１教室１時間 30 分以上）	各 15～20 名程度

※実施曜日・時間は、事業者決定後に協議し、決定する。

３　参加資格および欠格条項

３－１　参加資格

高齢者の介護予防について理解がある民間事業者で次のいずれにも該当するものとする。

（１）練馬区または他自治体で一般介護予防教室事業の委託、またはこれに類似する業務実績があること。

※類似する業務実績とは、高齢者の集団での運動指導に関する業務実績とする。

（２）従事職員として、高齢者の運動指導経験を有する運動指導員（健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員等）および看護師または准看護師を配置できること。

（３）高齢者が室内運動および水中運動をするために必要な施設で、事業者が管理、運営または確保している施設を会場として提供できること。

３－２　欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者

（２）提案書提出時点において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和 61 年 4 月 1 日練総経発第 394 号）による指名停止期間中である者

（３）「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成 22 年 8 月 2 日 22 練総経第 335 号）による入札参加除外措置期間中である者

（４）法人の場合は、法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者

（５）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者

４　選定方法

４－１　日程

募集要領等の公表	令和８年 11 月１日(日)
質問受付期間	令和８年 11 月１日(日)～11 月 10 日(火)
質問回答公表日	令和８年 11 月 13 日(金)
参加表明届提出締切日	令和８年 11 月 20 日(金)午後５時
提案書受付期間	令和８年 11 月 25 日(水)～12 月１日(火)
提案書提出締切日および 参加辞退届提出締切日	令和８年 12 月１日(火)午後５時
プレゼンテーション日程通知	令和８年 12 月８日(火)
プレゼンテーション	令和８年 12 月 18 日(金)～12 月 24 日(木)
結果通知	令和９年１月 13 日(水)頃

４－２　プロポーザルへの参加表明および辞退

参加を希望する者は、プロポーザル参加表明届（様式１）を、また、プロポーザル参加表明届を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式２）を担当部署まで提出すること。

（１）受付期限　プロポーザル参加表明届：11 月 20 日(金)　午後５時（必着）
　　プロポーザル参加辞退届：12 月１日(火)　午後５時（必着）

（２）提出方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

４－３　質問回答

募集に関する質問は質問票(様式３)に内容を簡潔に記入の上、担当部署まで提出すること。

（１）質問期間　11 月１日(日)～11 月 10 日(火)午後５時
　　※期限を過ぎた質問は受け付けない。

（２）質問方法　電子メールで送信し、その旨を担当部署まで連絡すること。

（３）回答方法　11 月 13 日(金)に質問者名を伏せたうえ、区ホームページに寄せられた質問および回答を公表する。

４－４　提案書等の提出

参加を希望する者は、必ず事前に連絡のうえ、提案書等を担当部署に持参すること（郵送不可)。あわせて電子データ（Excel 形式）を電子メール又は電子記録媒体により提出すること。なお、電子データは紙媒体と同一内容とする。

（１）受付期間　11 月 25 日(水)午前９時～12 月１日(火)午後５時（必着）

（２）提出書類および提出部数

提出書類	説明	正本	写し
ア　応募申請書（様式４）	受託希望地域に〇をつけること （複数可）	１部	６部
イ　事業者に関する事項 （ア）事業者概要（様式５）		１部	６部
（イ）受託実績申告書（様式６）	・過去３年間分を記入すること。類似の事業実績は、本要領の「３－１参加資格」を確認のうえ、記載する	１部	６部

	こと。		
（ウ）法人登記事項証明書	・履歴事項全部証明書 ・応募提出日の３か月以内のもの ・写しで可	１部	
（エ）法人事業税、法人税、消費税の納税証明書	・未納税額が無いことの証明 ・直近１年分のもの	１部	
（オ）決算資料	・法人全体の最新の貸借対照表および損益計算書１年分 ・NPO 法人の場合は、貸借対照表および活動計算書を提出すること	１部	
ウ　提案事項および見積もり事項※ （ア）提案書（様式７）	・Ａ４判縦、左２か所綴じ、横書き ・印刷は白黒で両面刷り、10 ページ以内（表紙は含まず）、文字の大きさは 11 ポイント以上、カバー等はつけないこと	１部	６部
（イ）　見積書（本要領４－５を参照） （様式８）		１部	６部

※区の指定様式のみを使用すること。

※正本で構成された１部と、写しで構成された６部を表の昇順に綴じること。

（３）差し替えおよび再提出

受付期間後の提案書等の差し替え、追加および再提出は認めない。

４－５　見積書

つぎの事項について積算すること（すべて外税）。

１教室あたりの運営経費

・指導料（人件費）　①初級　１回単価×６回
　　②中級　１回単価×６回

※１回毎の単価が異なる場合は詳細が分かるように記載すること。

・事務管理費（事務用品、その他必要な経費を含む）

・施設使用料　①初級　１回単価×６回
　　②中級　１回単価×６回

※利用者の傷害保険については、参加者から利用料として徴収し、事業者収入すること。（見積りに含めない）

※体調チェックに必要な血圧計等、体力測定・身体計測に必要な測定機器等については事業者で準備すること。（見積りに含めない）

４－６　審査方法

審査資格を満たす者について、提出書類の審査およびプレゼンテーションを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者で、各地区の中で合計点が最も高い事業者を受託候補者とする。

（１）プレゼンテーション実施日（予定）

12 月 18 日(金)～12 月 24 日(木)　詳細は、別途通知する。

（２）説明者

説明者は、本事業を受託した時に主な担当となる者で、２名以内とする。

（３）注意事項

ア　プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づいて行うこと。また、当日の資料の追加配付は認めない。

イ　プロジェクター(Panasonic　PT-FZ570J)、パソコンを接続するコード(ミニ D-Sub15pin および HDMI)およびスクリーンは区が用意する。パソコンは参加事業者が準備すること。

（４）審査結果の通知

令和９年１月 13 日(水)頃に参加事業者に書面で通知する。

４－７　評価項目

練馬区一般介護予防教室事業（足腰しゃっきりトレーニング教室）委託事業者選定評価項目および評価基準（別紙２）のとおり。

５　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、区の予算の範囲内で委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たに受託候補者として選定することができる。

６　情報公開

本件の業者選定情報（提出書類を含む）は、練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙３）に基づき取り扱うものとする。

７ その他事項

（１）提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。

（２）提出された提案は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。

（３）審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合、その時点で失格とする。

（４）提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。

（５）提出された提案書等の書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。

（６）提案書等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

（７）提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、

生じた一切の責任は提案者が負うものとする。

（８）本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。

（９）本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

８　問合せ先・担当

練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 介護予防係

練馬区豊玉北六丁目 12 番１号　練馬区役所西庁舎３階　（担当）佐藤・木村

（電話）03-5984-2094　　（電子メール）KOUREITAISAKU11@city.nerima.tokyo.jp